

東海第二発電所 特重施設の工事計画に係る電事法工認申請手続きについて

1. 主旨

東海第二発電所 特重設工認のうち、2023年5月31日炉規法設工認（分割第2回申請）の認可後に、同申請範囲に係る電事法工認を申請することについて整理した。

2. 法令解釈

電事法及び関係法令における「工事計画」申請手続きに係る定めは次の通りであり、炉規法認可後の電事法申請に対する縛りは無いと考える。

電気事業法

(工事計画)

第四十七条 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画について主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けた者は、その認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

第四十八条 事業用電気工作物の設置又は変更の工事（前条第一項の主務省令で定めるものを除く。）であつて、主務省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を主務大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更をしようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

⇒ 電事法に基づく工事計画の認可及び届出は工事をする前に受ける又は届け出る必要があることが規定されているが、炉規法設工認の認可と同時に受けることは求められていない。

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

第1 審査基準

(59) 第47条第1項の規定による事業用電気工作物の工事計画の認可及び第47条第2項の規定による事業用電気工作物の工事計画の変更の認可

第47条第1項の規定による事業用電気工作物の工事計画の認可及び第47条第2項の規定による事業用電気工作物の工事計画の変更の認可に係る審査基準については、同条第3項に掲げるとおりとする。

なお、同項第2号については、事故時の系統分離方式等電気の円滑な供給確保上技術的に重要な事項に関する設計が適切であることとする。

事業用電気工作物のうち原子力発電工作物に関する第47条第3項第1号のうち原子力安全に係る部分への適合性については、原子力規制委員会による審査において適合するものと判断された場合は、当省も、同号に適合するものと判断する。

⇒ 炉規法設工認の審査にて適合が判断された場合は、電事法に基づく工事計画について適合を判断することは、炉規法設工認の認可と電事法工認認可を同時に受けることを求めるものではない。

3. 電事法認可前につき工事着手していないことの説明

特重施設設工認分割第2回申請の範囲に係る現地工事について、工事を着手していないことを確認した。

4. 従来からの手続きを行わなかった理由

分割申請における電事法に係る申請について、当社として手続きの考え方に一部認識違いがあったことから、炉規法に係る第2回分割申請と同日の認可となるような申請手続きを取れなかった。今後の手続きにあたって、電事法申請が必要な場合は、従来どおり同日の認可となるような申請を行う。

以上